山梨県のインフルエンザの発生状況について

（中北保健所管内　警報レベル入り、峡南保健所管内　注意報レベル入り）

令和 8 年第 47 週（11 月 16 日～11 月 22 日）の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数

中北保健所管内：36.08 峡南保健所管内:10.00※1

中北保健所管内は警報レベル※2、また、**峡南保健所管内は注意報レベル※2 に入った**と考えられます。（峡東保健所管内については注意報レベルを継続。富士・東部保健所管内については、10 を下回ったものの、県全体の報告数が増加傾向にあることなどを踏まえ注意報レベルを継続。）

今後、流行が拡大する可能性があることから、裏面の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1　【中北保健所管内】 12 定点医療機関の合計報告数 433 人　433 人÷12 医療機関＝36.08

【峡南保健所管内】　3 定点医療機関の合計報告数 30 人　30 人÷3 医療機関＝10.00

※2　県内全体で 1 定点医療機関あたりの報告数が　1.00 を超える　流行入りの目安

保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が　10.00 以上　注意報レベル

保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が　30.00 以上　警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考）甲府市
47 週(11/16～11/22)	20.55	36.08	15.33	10.00	8.71	12.40
46 週（11/9～11/15）	16.42	29.17	11.17	4.67	10.57	7.40
45 週（11/2～11/8）	12.30	21.33	6.50	3.00	7.14	10.40
44 週（10/26～11/1）	9.09	14.00	5.00	4.33	8.57	5.80
43 週(10/19～10/25)	7.30	11.00	9.00	1.67	5.29	2.60

【令和 7 年（2025/26）シーズン　保健所別注意報・警報レベル入り初回発令週】

	注意報	警報
中北保健所管内	第 46 週（11/10～11/16）	第 47 週（11/17～11/23）
峡東保健所管内	第 44 週（10/27～11/2）	第 47 週（11/17～11/23）
峡南保健所管内	第 49 週（12/1～12/7）	
富士・東部保健所管内	第 46 週（11/10～11/16）	第 47 週（11/17～11/23）
参考）甲府市保健所管内	第 46 週（11/10～11/16）	第 49 週（12/1～12/7）

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、早めの**予防接種**を検討しましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ **咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用**しましょう。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ **医療機関を受診する際はマスクを着用**しましょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間（幼児は 3 日）は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。

【やまなし感染症ポータルサイト】

https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html